

上海市高級人民法院による 第一審知的財産権事件の管轄に関する規定

2011年4月26日施行

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

上海事務所 知識産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

上海市高級人民法院による第一審知的財産権事件の管轄に関する規定 2011年4月18日

上海市の裁判所の知的財産権事件の管轄をより一層整備するため、上海市の裁判所の実情を踏まえ、ここに本市の第一審知的財産権事件の管轄について、次のように定める。

一、浦東新区人民法院は浦東新区内の第一審知的財産権事件を管轄する。閔行区人民法院は閔行区、長寧区、奉賢区内の第一審知的財産権事件を管轄する。盧湾区人民法院は盧湾区内の第一審知的財産権事件を管轄する。徐匯区人民法院は徐匯区、松江区、金山区内の第一審知的財産権事件を管轄する。黄浦区人民法院は黄浦区内の第一審知的財産権事件を管轄する。普陀区人民法院は普陀区、静安区、嘉定区、青浦区内の第一審知的財産権事件を管轄する。楊浦区人民法院は楊浦区、虹口区、閘北区、宝山区、崇明県内の第一審知的財産権事件を管轄する。

二、基層人民法院は、係争金額が500万元以下の第一審一般知的財産権民事紛争事件、及び係争金額が500万元以上1000万元以下で、かつ、当事者の住所地がいずれも本市にある第一審一般知的財産権民事紛争事件を管轄する。

三、上海市第一、第二中級人民法院は、次に掲げる第一審知的財産権民事紛争事件を管轄する。

(一) 特許、植物新品種、集積回路配置設計をめぐる紛争事件及び著名商標の認定にかかわる紛争事件及び独占紛争事件。

(二) 係争金額が500万元以上1億元以下で、かつ、当事者の一方の住所地が本市になく、又は国外、香港・マカオ・台湾にかかわる第一審知的財産権民事

紛争事件、及び係争金額が 1000 万元以上 2 億元以下で、かつ、当事者の住所地在いずれも本市にある第一審知的財産権民事紛争事件。

四、上海市高級人民法院は、係争金額が 2 億元以上の第一審知的財産権民事紛争事件、及び係争金額が 1 億元以上で、かつ、当事者の一方の住所地在本市になく、又は国外、香港・マカオ・台湾にかかわる第一審知的財産権民事紛争事件を管轄する。

五、本規定は、上海市高級人民法院裁判委員会が解釈の責を負う。

六、本規定は 2011 年 4 月 26 日から施行し、上海市高級人民法院裁判委員会が 2009 年第 5 回会議で討議、採択した『上海市高級人民法院による第一審知的財産権事件の管轄に関する通知（試行）』（滬高法[2009]71 号）は同時に廃止する。